



白い天使(2) 白い鷺草が目に飛び込んできた。天空からのメッセージを秘めて。毅然としたその風格に心が打たれ、小さな花が持つ語りに、しばし我を忘れる。人びとはこんな瞬間に触れ、自分の人生を振り返るのだろう。世の中で、果たしている自分の存在を。だが、ささやかな役割しか果たしていなくても、悲しむことはない。小さな鷺草のように、毅然とした品格を備え、真面目に一生懸命取り組んで生きる自らの姿を信じ、頑張ればよいと思う。小さな力ほど、積もれば大きな力になるのだから。(花の文化園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 年金制度が改正されます！
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
- 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の併給調整について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・入院予定のある70歳未満の方へ 入院時の負担を軽減する制度があります
 - ・平成23年度被扶養者資格再確認業務の中止について
 - ・就職等による被扶養者の異動をご確認ください
 - ・健康保険被保険者証回収について
- やってみよう!! ねんきんネット

職場内で回覧しましょう

年金制度が改正されます！

「国民年金および企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が平成23年8月10日に公布されました。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年秋(予定)から3年間に限り

納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、この制度の施行日(※) から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります。

※平成24年10月1日までの政令で定める日（追ってお知らせします）

(注)老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

- 3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、未納のないようお願いいたします。

平成23年8月10日より

第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります

- 第3号被保険者とされていた人に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

※例えば、第3号被保険者（専業主婦・主夫）であった人について、後で一時期厚生年金に加入していたことがわかり、第3号被保険者に戻ったときの届出をしていなかった場合などが該当します。

詳しい内容が知りたい！

- お近くの「年金事務所」へ、お越しください。
- お電話による相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165 または 03-6700-1165 (IP 電話・PHS 用電話)

※受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 月曜日(休日明けの初日) 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい！

- 「ねんきんネット」をご利用ください。

ねんきんネット 検索

「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ
0570-058-555 または 03-6700-1144 (IP 電話・PHS 用電話)

※受付時間：月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:30～17:00

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

控除証明書専用ダイヤル

専用ダイヤル電話番号

0570-070-117

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※IP電話等の方は、「03-6700-1130」へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

受付期間

平成23年11月1日(火)～平成24年3月15日(木)

受付時間

●月曜日～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

●第2土曜日：午前9:30～午後4:00





特別支給の老齢厚生年金と 雇用保険の併給調整について



60歳以上65歳未満の人に支給される特別支給の老齢厚生年金について、雇用保険から支給される退職時の失業給付（基本手当）や60歳到達等により再雇用され、給料減額の一部を補填する高年齢雇用継続給付金を受ける場合、年金との調整があると聞きましたが本当ですか。

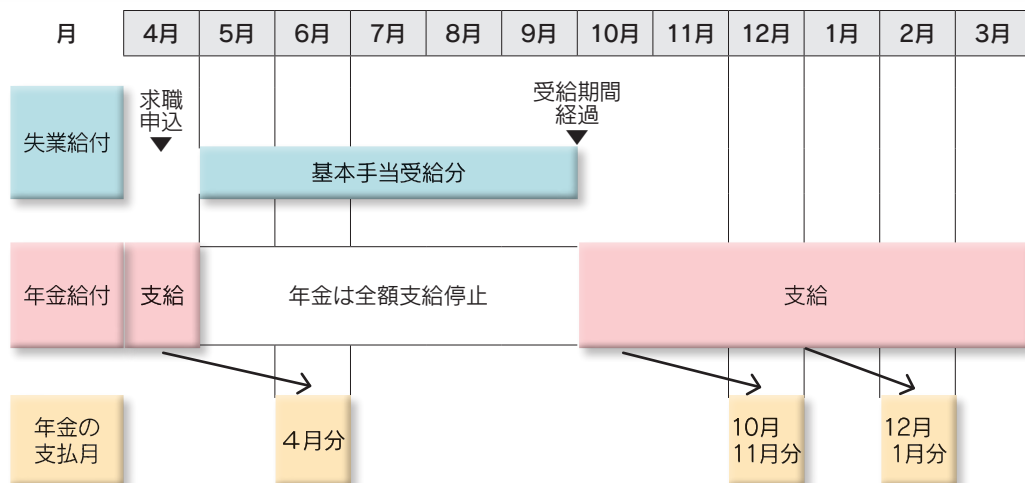


雇用保険から支給される退職時の失業給付と再雇用時に支給される高年齢雇用継続給付金については、年金との調整がありますので、最寄りの年金事務所への届出が必要となります。失業給付（基本手当）と高年齢雇用継続給付金の年金との調整については、次のとおりです。

●雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

特別支給の老齢厚生年金（60歳以上65歳未満で受給する老齢厚生年金）を受給される方が退職され、雇用保険による失業給付（基本手当）を受ける場合は、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止となります。

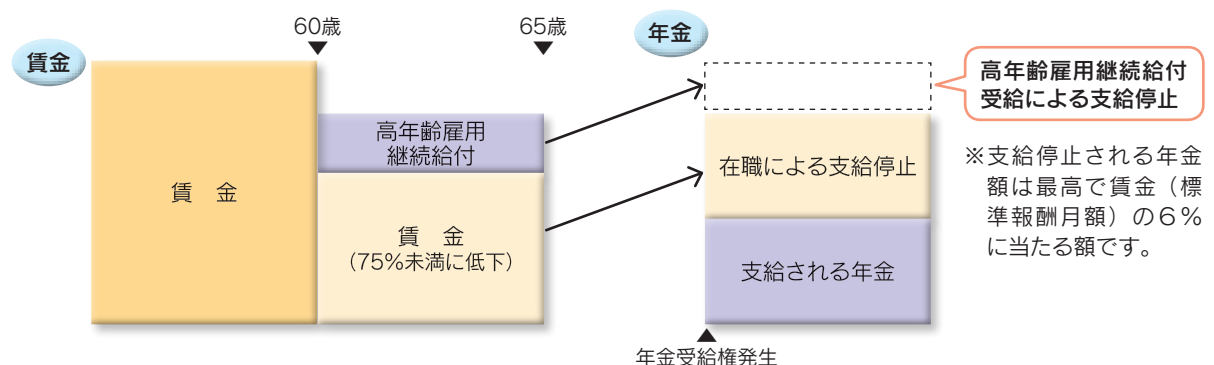
●支給停止の基本的な仕組み



●雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

在職中の従業員の方が特別支給の老齢厚生年金（60歳以上65歳未満で受給する老齢厚生年金）を受けている場合で、再雇用等により給料減額となり、その一部を補填する高年齢雇用継続給付金を受けられる場合は、在職による年金の支給停止（給料との調整）に加えて年金の一部が支給停止されます。

●支給停止の基本的な仕組み



※高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金が60歳到達時の75%未満となった方を対象に最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです。

協会けんぽからのお知らせ

入院予定のある70歳未満の方へ 入院時の負担を軽減 する制度があります

限度額適用認定証を使うと病院窓口での負担額を軽減できます！



限度額適用認定証とは？

医療機関窓口でのお支払いが高額となった場合、あとから申請していただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、入院時の支払いは大きな負担になります。**限度額適用認定証**をご利用になると、入院時の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、**高額療養費（払い戻し）の申請が原則不要**になります。

- 同月に複数受診がある場合等は、高額療養費の申請が必要となることがあります。
- 差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。
- 70歳以上の方は、保険証と併せて高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります。

例えば1カ月の総医療費が100万円かかったとき 所得区分：一般
窓口負担割合3割の場合

限度額適用認定証を提示しない場合 **300,000円**

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を提示した場合 **87,430円**

87,430円（自己負担限度額）※を支払い、後日高額療養費の申請が原則不要となります。

※自己負担限度額
=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%

自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の3つに分類されます。

所得区分	自己負担限度額	多数該当 ^{※3}
①上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費 ^{※1} -500,000円)×1%	83,400円
②一般所得者 (①および③以外の方)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1%	44,400円
③低所得者 ^{※2}	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。申請には限度額適用・標準負担額減額認定申請書をご提出ください。
(注)上位所得者に該当する場合、市区町村民税が非課税等であっても上位所得者となります。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上高額療養費の支給を受けた場合、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

お申し込みはカンタン！

限度額適用認定証をご利用いただくには、申請が必要です。申請書はホームページからダウンロードしていただくか、下記連絡先までご用命ください。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

平成23年度 被扶養者資格再確認業務の中止について

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年、5月から7月までの間で、被扶養者資格を再確認させていただく予定となっております。

今年度につきましては、東日本大震災の影響により、実施をいったん延期させていただいておりましたが、このたび、今年度中の実施について行わないことといたしました。



就職等による被扶養者の異動をご確認ください

健康保険料は健康保険の給付だけではなく、後期高齢者医療制度の支援金等にも支出されています。その支援金等の算出には、加入者数が大きく関係しています。

加入者数の中にはもちろん被扶養者の人数も含まれていますので、被扶養者資格のない方が加入されたままの状態ですと、本来の金額よりも多い金額を支援金として負担することになります。

保険料負担軽減のためにも、再就職等により扶養から外れた方で、手続き漏れとなっている場合は、すみやかに被扶養者の異動手続きを行ってください。

届出にあたっては該当の方の**被保険者証を添えて**、管轄の**年金事務所**へご提出ください

健康保険被保険者証回収について

保険証

退職後も健康保険証を返却せずに、医療機関で誤って使用するケースが発生しています。資格喪失後の保険証で受診された場合、健康保険（協会けんぽ）で負担した医療費（総医療費の7～9割）を返還していただくことになります。

なお、資格喪失届に保険証の添付がなかった被保険者様に行う証返納督促事務や、医療費の回収事務費等も皆さまからの大切な保険料で行っております。資格喪失届のご提出につきましては、被扶養家族分も含め、すべての保険証を回収していただき、届出書に添えていただきますようご協力をお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

やってみよう!!

ねんきんネット



「ねんきんネット」サービスが始まりました

平成23年2月28日から年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスが始まりました。ぜひともご利用ください。

「ねんきんネット」サービスの主なポイント!

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

24時間

いつでも、最新の年金記録が確認できます!

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

わかりやすく

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

簡単に

「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります!

画面の指示にしたがって、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

いろいろな機能

ご自身の人生設計に合わせて、年金額の試算ができます!

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は?」など、ご自身の人生設計に合わせた条件に基づいて、年金額の試算ができます。(平成23年10月末開始予定)

この他、「年金振込通知」等、各種通知書をご自宅のパソコンで確認できるようになります。(平成24年3月末開始予定)
また、現在の郵送の「ねんきん定期便」に代えて、この「ねんきんネット」でねんきん定期便の情報を受け取っていただくことも検討中です。

～あんしんなセカンドライフプランのために～

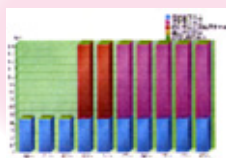
平成23年度秋より、「ねんきんネット」で、年金見込額試算の機能がご利用になれます。

日本年金機構で管理しているあなたの年金加入記録に基づいているので、その他の簡易的な年金受給シミュレーションと異なり、より安心・確実な計算がなされます。

①画面で簡単な質問に答えるだけで、



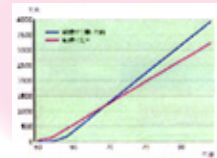
②年金見込額がすぐに表示されます。



③いろいろなパターンで試算して、



④グラフ化して表示し、比較できます。



すでに、これだけ多くのお客様にご利用いただいております

「ねんきんネット」のご利用状況
(2/28～8/31の累計)

ユーザID発行件数…**305,411件**
記録照会件数…**544,691件**

登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(URL http://www.nenkin.go.jp/n_net/)をご覧ください

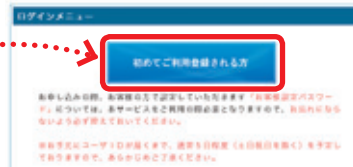
詳しくは裏面をご覧ください。

「ねんきんネット」 申込み手順

1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

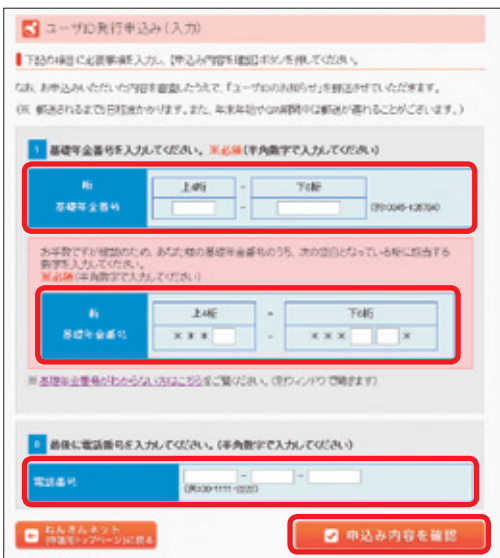


左記画面 (ねんきんネット 申請用トップページ) が表示されますので「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー (※)」をお持ちの方は、「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

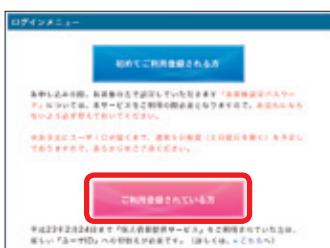
※「アクセスキー」は、平成23年4月以降に被保険者に発行される平成23年度の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。

3. ユーザ ID 発行申込みの情報入力



左記画面が表示されますので、必要な情報 (基礎年金番号、氏名、ご住所等) を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示にしたがい進めていくことで「ユーザ ID 発行申込み (完了)」画面が表示されます。申込みから約5日程度で、「ユーザ ID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザ ID」および申込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※入力していただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、IDが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

0570-058-555
(IP電話・PHSの場合) 03-6700-1144

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日午前9時00分～午後5時00分
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

アクセスキーをお持ちの方は、**携帯電話からもユーザIDの発行ができます！**

携帯電話からのユーザID発行申込み
<https://www.3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>

バーコード読取機能付き携帯電話であれば、左記バーコードがご利用いただけます。
※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です (ただし、年金情報はパソコンからご確認ください)。